

川西市手話サポーター養成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市手話言語条例（令和4年川西市条例第20号。以下「条例」という。）に規定する基本理念にのっとり、全ての人が互いに尊重し、支え合いながら安心していきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現をめざすため、手話やろう者などへの理解を深め、地域で見守り、支える川西市手話サポーター（以下「手話サポーター」という。）の養成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は、川西市（以下「市」という。）とする。ただし、市は、この事業の実施が適切であると市長が認める団体等に委託することができる。

2 事務局は、川西市福祉部障害福祉課に置く。

(養成対象者)

第3条 事業の養成対象者は、市民（市内に在住、在勤又は在学する者をいう。）及び団体（市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。）とする。

(手話サポーター推進員)

第4条 手話サポーター推進員（以下「推進員」という。）は、次に掲げる者をいう。

- (1) ろう者にあつては、兵庫県主催の講師養成講座を受講した者
- (2) 聞こえる者にあつては、兵庫県主催の講師養成講座を受講し、手話通訳技能認定（手話通訳士）試験に合格又は手話通訳者全国統一試験に相当する試験に合格した者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、これらの者と同等以上の技能を有すると市長が認められた者

2 推進員は、手話サポーター養成講座（以下「養成講座」という。）の講師として活動するものとする。

3 推進員は、市が行う条例の趣旨や養成講座の意義などに関する講義を受けるものとする。

4 推進員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(養成講座)

第5条 養成講座の実施内容は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 養成講座の基本構成は次のとおりとし、具体的なカリキュラムは別に定める。

内容	手法	標準時間
手話やろう者等に関する基礎知識 手話サポーターとしてできること	講義	30分
ろう者の生活について	実演 視聴	30分
手話体験	体験	30分

- (2) 養成講座の時間は、90分を基本とする。ただし、小学生、中学生又は高校生を対象とする場合は、学校の基準に合わせるものとする。
- (3) 講師は、推進員のうち、ろう者と聞こえる者の2名で構成する。
- (4) 講師は、講座開始前には講座実施計画や受講予定者数などを、講座修了後にはサポーター養成数を市に報告するものとする。
- (5) 市は、養成講座1回につき、市が規定する報償の基準により、推進員に謝礼を支払うものとする。
- (6) 養成講座は、対面での受講を原則とするが、ウェブ会議ツールなどを用いた受講も可能とする。

(受講費用)

第6条 養成講座の受講費用は、無料とする。

(手話サポーター)

第7条 手話サポーターとは、養成講座を修了した者をいう。

2 市は、手話サポーターに修了の証となるものを交付する。

3 市は、手話サポーターの資質向上及び地域での活動支援に資する取組をその実情に応じて実施するものとする。

(開催条件)

第8条 養成講座の開催条件は、受講予定者が概ね10人以上の場合とする。

(開催場所)

第9条 養成講座の開催場所は、原則として市内とする。

(開催手続)

第10条 養成講座の開催を希望する者は、原則として開催希望日の30日前までに市に申し込むものとする。ただし、市が開催する場合は、この限りでない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。